

屋が狭い」が(0%)、「行きたくないと思うこともある」が(33.3%)であった。

部屋も狭くなく、好きなことができて「行きたくないと思うことがある」というほぼ3割の回答率は、特に赤羽地域に限らない傾向ではあるが、なぜなのか知りたいところでもある。

(問 16-2)

子どもが好きな遊具は、ジャングルジムとブランコで(50%)、滑り台、鉄棒、登り棒が(41.7%)であり、雲梯(うんてい)が(25.0%)と続く。幼稚園からなじんできた遊具が小学校低学年でも好まれていることがわかる。

(問 18-1)

子どもが通っている諸施設の「施設面」については12名全員が「ほぼ満足」、「衛生面」と「生活指導面」「安全面」ではそれぞれ「ほぼ満足」が10名、「普通」が2名で、全般的に満足感が高い。

(問 19)

子どもの健全育成での不安や心配については、「子どもが事故にあったとき、すぐに頼れる友人等が近くにいない」(33.3%)、つぎに「子どもがケガをしても仕事を抜けることが難しい」「施設、通所等で危険な場所がある」「親として簡単な応急処置のやり方がよくわかっていない」の3項目がそれぞれ(16.7%)、「親子で遊べる屋内施設の充実を図って欲しい」が(8.3%)であった。

(問 20)

仕事の状況としては、フルタイムが7名、パートタイムの仕事が3名、自営業が2名で仕事をしていないという回答はなかった。

(問 21-1)

記入者の性別は12名全員が女性である。

(問 21-2)

記入者の年齢内訳は、25-29歳が1名、30-34歳が5名、35-39歳が6名であった。

(問 22)

同居家族については、祖父母のいる家族はなく、「兄弟姉妹がいる」が3名で、他は「いない・無回答」であった。

兄弟の人数は1人が9名、2人が2名、3人以上いるが1名であった。

(3) まとめ

赤羽地区の回答者12名について、ケガ等の通院者は1名にとどまり、骨折等もなく、「ケガが多いと感じている」という回答もなかった。小学校低学年の子どもが年間を通じて通院を要さない程度のケガをほとんどしていない。このことは喜べる半面、この年齢層に全くケガのないのは本当に良いことだろうかという懸念も生ずる。

通っている施設の状況も良く、「行きたくないこともある」の(33.3%)は、ほぼ本調査全体の比率と同じである。

なお、問11において、「この1年子どもが身の危険を感じた」ことについては、3名(25.0%)が「あった」と答えている。本調査の全体の比率は(2.6%)であり、赤羽地区のみが特別に高く、7歳児(小学校1年生)に集中している。この回答が示唆している危険性の有無について、簡単に見過ごしてしまうことはいけないと思われる。

(東間 掬子)

## 5. 静岡市清水区有度地区の分析結果

### (1) 地域の概況

静岡市清水区は静岡県中部、駿河湾岸に位置し、平野部から山間部まで広い地域を占める。旧静岡県清水市が平成15年4月1日に静岡市と合併した後、平成17年4月1日に静岡市の政令指定都市への移行に伴い、静岡市清水区となった。

清水は、東海道江尻宿が置かれ、古くから港町・宿場町として発展し、近代以降には茶の出荷、遠洋漁業の基地として成長した。みかん、緑茶の生産が多く、清水港はマグロ水揚げ日本一でも知られるが、現在はサッカーの盛んな土地としても知られている。

清水区の人口は、23万5千人弱（平成17年12月）であり、清水市時代と変わらない。

清水市は市としては、中堅規模の市であった。大正13年に市制が布かれたが、今回調査の対象となった有度地区は、昭和30年までは有度村であり、昭和30年に清水市に編入された地区である（その後、一部は静岡市に編入）。

静岡市は政令指定都市ではあるけれども、その中の有度地区は大都市と小都市の両方の側面を併せ持った地区と言えよう。

こうした都市の機能と町村的な機能の両面を持つ地区では、子どもたちをとりまく環境、事故などについて、どのように考えられているか検討しようと考え、児童館、小学校等に調査し、結果の分析・考察を行った。

### (2) 研究目的

静岡市清水区有度地区での子どもの安全に係る環境を明らかにすることが目的であるが、近年になって都市圏に編入され、都市機能と町村的機能の両面を持つ地区が他の都市との相違について考察を行いたい。

### (3) 研究方法

他地域同様、児童館、小学校に調査票を配布し、回答を依頼して後日回収した。

### (3) 結果

得られた有効回答数は21であった。

#### (問1)

子どもが通っている施設は、幼稚園が2、その他が19であった。

#### (問2-1)

子どもの性別は、男7、女14であった。

#### (問2-2)

子どもの年齢は、5歳児が2、7歳児が1、8歳児が1、9歳児が8、10歳児以上が9、と他地域に比べて、学童年齢が高くなっているが、調査対象が児童館と小学校であったためである。

#### (問4)

子どもが通所している施設に来ている子どもの年齢は、他地域と比較して、極端に高いことが特徴である（小学1年生以上がいずれも90%以上）。そして、3歳児未満～6歳児は15%未満と非常に少なかった。

#### (問6)

施設の周囲は、他の地域と大きく異なり、商店街が最も多く（57.1%；全体は6.0%）、住宅街が少なかった（19.0%；全体は50.9%）。

#### (問7)

この1年間の事故での通院・入院については、1回以上の通院があったケースが3（14.3%；全体は10.5%）とやや高かった。

#### (問9-1)

事故の内訳は、「転倒した（ころんだ）」が5（23.8%；全体は12.9%）、「人や物にぶつかった」が3（14.3%；全体は9.1%）であり、やや高い傾向があった。

#### (問9-2)

傷害の内容は、「打撲（うちみ）」「突指・ねんざ」「骨折」「すり傷・きり傷」「出血」

「中毒」が見られたが、他地域と比較しての特徴はなかった。

(問 9-3)

傷害部位としては、「頭」「顔」「口」「指・手・腕」「足」「その他」があったが、「指・手・腕」が4 (19.0%; 全体は10.1%) と、やや高い傾向があった。

(問 9-4)

事故が起こった場所は、「施設の屋内」「施設の屋外」「施設外」のいずれでも発生しており、他地域との違いは見られなかった。

(問 9-5)

事故時の使用遊具では、「サッカーゴール」「その他」が各1件のほかは「あてはまることなし」であった。「サッカーゴール」の事故があるところが、サッカーの盛んな土地柄を示していると言えるかもしれない。

(問 9-6)

事故があった曜日は月、火、水であり、他地域との大きな違いは見られなかった。

(問 9-7)

事故があった時間帯は、午前中が3件、13時台が2件、17時過ぎが1件であり、他地域と比較しての特徴は見られなかった。

(問 9-8)

事故があった時の天候は、晴の時が他地域と比べて多かった (23.8%; 全体は14.5%) が、他の特徴は見られなかった。

(問 9-9)

事故を未然に防止できる可能性があったかどうかについては、他地域に比べて「可能性があった」と回答した割合が低く (4.8%; 全体平均は9.3%、兵庫県篠山市丹南地区では21.4%)、事故の未然防止の可能性については、わからないと考えている姿勢がうかがわれた。

(問 9-10)

子どもがケガの多いほうかどうかについては、多いほうと回答した人が他地域に比べて多かった (9.5%; 全体は3.4%) が、

このことが「問 9-9」事故防止の可能性があったと回答する人が少なかったことにつながっていることが考えられる。

(問 10)

子どもが事故や犯罪にあうかもしれないという不安については、非常に感じているが5 (23.8%)、漠然と感じているが14 (66.7%)、あまり感じていないが2 (9.5%) であり、他地域と比較すると、「感じている」人の割合が高かった。調査対象地域に商店街が多かったこともあり、雑多な人が行き交うことが原因の一つであるかもしれない。

(問 11)

前問 10 では子どもが事故や犯罪にあうかもしれないという不安を持っている人が多いことがわかったが、実際にこの1年間で子どもが身の危険を感じたことがあったかどうかについては、「あった」が1 (4.8%) で、他地域との違いはなかった。

(問 13)

「いかのおすし」については、全員が「わからない」と回答しており、認知度は非常に低かった。

(問 14)

安全上のしつけとして教えている、助けを求める方法では、他地域と比較して「大声を出す」「防犯グッズを持たせている」「知らない人についていかない」が多かった。また、「特に教えていない」は0であった。

「知らない人についていかない」は、全員が教えていたが、知らない人が大勢行き交う商店街が多いという調査対象地域の特性が関係しているのではないと思われる。

(問 15)

子どもを守る地域活動に、「参加した」が7 (33.3%; 全体は16.3%) で、全体と比較すると多かったが、兵庫県篠山市丹南地区の64.3%に比べると低かった。また「参加しなかった」が6 (28.6%; 全体は28.2%) は全体と変わらず、この地域が特

に子どもを守る活動の積極性があるとは言えなかった。

(問 16-1①)

毎日友だちと楽しく遊んでいるかどうかでは「はい」が 17 (81.0%) と他地域との大きな違いは見られなかった。

(問 16-1②)

宿題をすることもできるかどうかでは「はい」が 10 (47.6%; 全体は 10.9%) と、他地域より多かった。これは、調査対象に学童が多かったことによるものと思われる。

(問 16-1③)

おやつが楽しみかどうかでは「はい」が 5 (23.8%; 全体は 68.2%)、「おやつはない」が 11 (52.4%; 全体は 19.5%) と、他地域より、おやつ自体が少なかった。

(問 16-1④)

先生も一緒に遊んでくれるかどうかは「はい」が 8 (38.1%; 全体は 51.7%) と、他地域に比べて、遊んでくれる割合がやや低い傾向があった。

(問 16-1⑤)

部屋の中がいつも騒々しいかどうかは「はい」が 4 (19.0%; 全体は 43.7%)、「いえ」が 9 (42.9%; 全体は 37.2%)、無回答が 8 (38.1%; 全体は 19.1%) であり、全体として、他地域に比べて静かな環境であると言える。

(問 16-1⑥)

好きなことができないかどうかでは「はい」が 1 のみであり、好きなことができる傾向があるようであるが、無回答も多い (33.3%; 全体は 15.7%)。

(問 16-1⑦)

行きたくないと思うこともあるかどうかでは「はい」が 4 (19.0%; 全体は 32.6%) であり、行きたくないと思う割合が他地域より低かった。

(問 16-1⑧)

部屋が狭いかどうかでは「はい」が 2

(9.5%; 全体は 18.3%) のみであり、他地域に比較して、部屋のスペース的な問題は少ないと考えられる。

(問 16-2)

子どもの好きな遊具では、最も割合が高かったのが鉄棒 (42.9%; 全体 46.1%) であり、それ以外の遊具で 30% を超える物はなかった。他地域では好きな遊具として普通のブランコが最も多い (全体 59.6%) が、有度地区では 19.0% であった。全体として、好きな遊具の割合が低いことが特徴である。

(問 18-1)

通所施設の施設面における満足度では、「ほぼ満足」が 7 (33.3%; 全体は 57.5%)、「普通」が 8 (38.1%; 全体は 36.6%) と、満足度は他地域に比べて高くなかった。また、「改善点がある」が 4 (19.0%; 全体は 3.6%) であるので、施設面の満足度は低いとすることができるであろう。

(問 18-2)

通所施設の衛生面における満足度では、「ほぼ満足」が 5 (23.8%; 全体は 45.5%)、「普通」が 9 (42.9%; 全体は 45.3%) と、施設面よりさらに満足度が低かった。また、「改善点がある」は 5 (23.8%; 全体は 6.6%) であるので、施設面同様、衛生面でも満足度は低いとすることができよう。

(問 18-3)

通所施設の生活指導における満足度では、「ほぼ満足」が 5 (23.8%; 全体は 51.1%)、「普通」が 13 (61.9%; 全体は 43.1%)、「改善点がある」が 1 (4.8%; 全体は 3.8%) であった。生活指導面でも不満を持っている人が多いことがわかる。

(問 18-4)

通所施設の安全面における満足度では、「ほぼ満足」が 6 (28.6%; 全体は 47.9%)、「普通」が 10 (47.6%; 全体は 43.7%)、「改善点がある」が 3 (14.3%; 全体は 6.2%) であった。安全面でも満足度が低い。

(問 19)

子どもの健全育成での不安や心配では「施設・通所等で危険な場所がある」が28.6%（実数では6；全体は5.2%）と、他地域に比べて高かった。有度地区は他地域が住宅街であるのに対し、商店街が多いため、このような結果となったものであろう。

また、「親として簡単な応急処置のやり方をよくわかっていない」が38.1%（全体は28.4%）、「親子で遊べる屋内施設の充実をはかって欲しい」が28.6%（全体は20.5%）と高かった。屋内施設の充実を望む背景には、危険な場所があり、外で遊ばせられないという事情があるものと思われる。実際に身の危険を感じたことはないのだけれども、事故や犯罪にあうかもしれないという不安を持っている人が多いのは、こうした地域の特性が関係あるものと考えられる。

(問 20)

仕事は他地域に比べて仕事についていない（専業主婦を含む）割合が多かった（42.9%；全体では30.6%）。

(問 21-1)

調査票の記入者は全員が女であった。

(問 21-2)

調査票の記入者の年齢は、全体として他地域に比べてやや高い年齢層が多かった。

25～29 歳	(有度地区 4.8%；全体 11.3%)
30～34 歳	(有度地区 19.0%；全体 37.0%)
35～39 歳	(有度地区 57.1%；全体 37.4%)
40～44 歳	(有度地区 19.0%；全体 11.1%)
45～49 歳	(有度地区 0%；全体 1.4%)

これは、対象となった子どもが学童であったためであると思われる。

(問 22)

同居家族については、「祖父母がいる」割合が、他地域に比べて高かった（47.6%；全体は27.8%）。また「兄弟姉妹がいる」割合も他地域よりやや高かった（71.4%；全体は65.8%）。

(問 22-1)

兄弟の人数については、「3人以上いる」割合が他地域よりやや高かった（28.6%；全体は18.9%）。

(4) 考察

静岡市清水区有度地区は、政令指定都市の一部ではあるが、もともとは地方都市であった場所であり、都市の機能と町村的な機能を併せ持った地区である。そのため、同居の祖父母の割合が高く、実際に身の危険を感じたことがないにも関わらず、子どもが犯罪や事故にあうかもしれないという不安も他地域に比べて高い。これは、この地区が商店街であることと関係が大きいと思われる、実際に、子どもに助けを求める具体的方策を教えている様子が見えなかった。また、実際に危険な場所があると、屋内に安心して遊べる場所を求めている状況もあった。

有度地区は、祖父母の同居が多く、子どもの数も多いなど、昔ながらの生活の片鱗が見られる場所ではあるが、政令指定都市の一部となり、大都市で見られる犯罪や事故への不安が増えているのかもしれない。

ただ、今回はサンプル数が少なく、対象児が学童に偏っている側面があったので、もっと小さな子どもを対象とすれば、異なる結果が出たかもしれない。しかし、有度地区のように、最近になって政令指定都市となったような場所では、一地方都市から大都市へと変わっていく過程の中で、子どもが事故や犯罪にあう不安感は増加しているのではないかと思われる。今後は、大標本での調査を進め、こうした一地方都市から大都市へと変わっていくような地域での子どもの危険に対する不安感や実際の事故・犯罪がどのように変化していくかについて検討していく必要があると思われる。

(赤倉 貴子)

## 〔2〕全体の概要

### 1. 全体の概要

地域における子どもに係る事故と犯罪の実態を具体的に把握し、それに対する回避と安全対策について考察するための資料として調査を行った。調査時期は平成 17 年 12 月で、調査地域は、中部地域（岐阜地区と関地区）、関西地域（篠山地区）関東地域（小平地区と赤羽地区）静岡有度地区である。

回答者（保護者）は合計 503 名で、回答者の性別は男性が 17 名（3.4%）、女性が 486 名（96.6%）で、年齢は「20 歳代」60（11.9%）、「30 歳代」374（74.4%）、「40 歳代」63（12.5%）「50 歳代」3（0.6%）である。

仕事の状況は「フルタイムの仕事」が 89 名（17.7%）、「パートタイムの仕事」が 188 名（37.4%）、「自営業（手伝いを含む）」54（10.7%）、「仕事についていない（専業主婦含む）」154（30.6%）等である。

同居家族として「祖父・祖母がいる」は、140（27.8%）、「兄弟・姉妹がいる」は、331（65.6%）であった。

子どもの性別は男子が 256 名、女子が 247 名で、子どもが通っている施設は認可保育所が 147 名（29.2%）、幼稚園が 282 名（56.1%）、放課後児童クラブが 35 名（7.0%）、児童館が 15 名（3.0%）、その他が 24 名（4.8%）であった。

子どもの年齢は、3 歳児以下が 53（10.5%）、4 歳児が 92（18.3%）、5 歳児が 147（29.2%）、6 歳児が 144（28.6%）、7 歳児（1 年生）が 23（4.6%）、8 歳児（2 年生）が 8（1.6%）、9 歳児（3 年生）が 17（3.4%）、10 歳児（4 年生）以上が 19（3.8%）であった。

回答者 503 名のうち、この 1 年間の事故での病院への通院があったものは 53 名

（10.5%）であった。

事故の種類としては「転倒」が最も多く 65 名（総事故件数 188 回に対する割合：34.6%）、「人や物にぶつかった」46 名（24.5%）、「転落（落ちた）」21 名（11.1%）、「虫さされ・動物にかまれた」、「物に指や体を挟まれた」が 13 名（6.9%）などが上位であった。

傷害の内容としては「すり傷・切り傷」が 77 名（総傷害件数 217 回に対する割合：35.4%）、「打撲（うちみ）」が 46 名（21.2%）、「出血」が 18 名（8.3%）、「骨折」が 14（6.5%）、「発熱」が 11（5.1%）、「突き指・ねんざ（捻挫）」が 9 名（4.1%）などが上位であった。

傷害を負った部位は「指・手・腕」が 51 名（総事故件数 215 回に対する割合：23.7%）、「足」が 44 名（20.5%）、「頭」が 34 名（15.8%）、「顔」が 33 名（15.3%）、「口」が 20（9.3%）などで、事故が起こった場所は「施設の屋内」が 61 名（回答数 158 名に対する割合：38.6%）、「施設の屋外」が 44 名（27.8%）、「施設外」が 53 名（33.5%）であった。また、事故が起きた時に使用していた遊具は「滑り台」、「ブランコ」、「砂場」、「ジャングルジム」、「うんてい（雲梯）」、「タイヤ」などであった。

事故があった曜日は「月曜日」と「火曜日」がもっとも多く、次いで「木曜日」、「金曜日」と続き、事故が起きた時間帯は「午前中」がもっとも多く、天候が「晴れ」の日が多かった。

また、事故を未然に防止できる可能性が「あった」と思う人は 47 名（9.3%）、可能性が「なかった」と思う人は 24 名（4.8%）、「わからない」が 424 名（84.3%）で、お子さんはケガが多いほうですか、との間に対しては、213 名（42.3%）が「少

ないほうである」と答え、「多いほう」と答えたのは17名(3.4%)に過ぎない。

子どもが事故や犯罪にあうかもしれないという不安については、「非常に感じている」が90名(17.9%)、「漠然と感じている」が331名(65.8%)、「あまり感じていない」が80(15.9%)であった。この1年間、子どもが身の危険を感じたことが「あった」が13名(2.6%)いた。

危機の際に安全上のしつづけを言葉にした『いかのおすし』の認知は、「よく知っている」が1名(0.2%)、「名前を知っている」は30名(6.0%)で、「わからない」が468名(93.6%)であった。また、こういった危機の際に安全上のしつづけで教えていることは、「知らない人にはついていけない」446名(88.7%)、危ないときに「大声を出す」が297名(59.0%)、「防犯グッズ等を持たせている」が77名(15.3%)、「子ども110番の場所を教えている」が64名(12.7%)等であった。

子どもを守る地域活動への参加経験は「参加した」が82名(16.3%)、「参加しなかった」が142名(28.2%)、地域に「活動がない」が271(53.9%)であった。

通所施設で子どもが「楽しく遊んでいる」が458(91.1%)、「宿題をすることもできる」が55(10.9%; 児童館、児童クラブ通所者に対する割合では70.4%)、「おやつが楽しみ」が343(68.3%; おやつがある施設通所者に対する割合では84.7%)、「先生も一緒に遊んでくれる」が260(51.7%)であった。

他方、「部屋の中がいつも騒々しい」など、否定的な質問に対して「いいえ」という回答は、「部屋の中がいつも騒々しい」が187(37.2%)、「好きなことができない」が344(68.4%)、「行きたくないと思うこともある」が273(54.3%)、「部屋が狭い」が341(67.8%)であった。

子どもが好きな遊具として、「滑り台」が302(60.0%)、「普通のブランコ」が300(59.6%)、「砂場」が294(58.4%)、「鉄棒」が232(46.1%)などとなっている。

通所施設への満足度として、「ほぼ満足」、「普通」、「改善点がある」の割合は以下のようであった。

施設面では、「ほぼ満足」(57.5%)、「普通」(36.6%)、「改善点がある」(3.6%)

衛生面では、「ほぼ満足」(45.5%)、「普通」(45.3%)、「改善点がある」(6.6%)

生活指導面では、「ほぼ満足」(51.15%)、「普通」(43.1%)、「改善点がある」(3.8%)

安全面では、「ほぼ満足」(47.9%)、「普通」(43.7%)、「改善点がある」(6.2%)

子どもの健全育成での不安や心配としては、「親として簡単な応急処置のやり方がよくわかっていない」が143名(28.4%)、「親子で遊べる屋内施設の充実をはかって欲しい」が103名(20.5%)、「子どもがケガをしても仕事を抜けることが難しい」が99名(19.7%)などがあげられていた。

本調査結果より、子どもが通う施設での事故の内容、傷害の部位、発生曜日、時間等の実態が明らかになったが、それらを未然に防止できる可能性は8割以上の方が「わからない」と答えているが、「可能性があった」と思う人も47名(9.3%)いる。今後、どのような場面で事故が起きるかという危険性やその防止策等の事故に関する情報の提供を、緊密に行なっていく必要がある。

また、近年の子どもが巻き込まれる事故や犯罪の多発により、自分の子どももそのような危険にあうかもしれないという不安を8割以上の回答者が持っており、その中で実際に子どもの身の危険を感じた経験を約3%の回答者が持っていた。近年の子どもを取り巻く環境の変化は著しく、その環境変化は安全という観点で考えたときに必

ずしも好ましいものばかりではないという現状を、子どもが所属する施設や家庭で十分に理解して、対応してゆく必要があると今回の調査からも考えさせられる。

そして、そのような大人たちが行なう周辺の環境整備とともに、子どもが自分で自分の身の安全を守るという意識を持つため、さらに実践に即した安全教育を行う必要があると思われる。

## 2. 単純集計へのコメント

子どもの犯罪・事故回避に関する調査へ保護者の立場からの一般的な解説  
(%数値は省略)

問 1 : 幼稚園の通所者が多い。東京地区での児童館の利用が少ないことが以外であった。

問 4 : 自分の子どもが通所している施設に通っている他の子どもの年齢の範囲が「わからない」と返答した人は少なく、子どもの通所施設の条件を親が把握していることがわかる。

問 7 : 医療機関のサービスを受診するようなケガは全体の1割であった。

問 9-1 : ケガの原因は「転倒」が多く、低学年ほど多いのは、身体機能と危険の予測が自分でできないなどが1つの要因であると思われる。

問 9-2 : 傷害の内容では「骨折」以外は、男女差がなかった。

問 9-3 : 傷害を負った部位も男女差がほとんどないようである。

問 9-4 : 事故が起こった場所は、施設の屋内が最も多く、施設の屋外よりもケガにつながるような事故が多い。

問 9-5 : 施設の屋内での事故が多いためか遊具での事故は余り多くない印象を受ける。

問 9-7 : 事故にあった時間帯は午前中が多

く、子どもが疲労してくる午後よりも、活発な時間帯に多いのかもしれない。

問 9-8 : 屋内での事故が最も多いのに、晴れている日に事故が多いのは、晴れていても室内で遊ぶことが多いのかも知れない。

問 9-9 : 未然に事故を防ぐことが多いと考えられるのは低年齢の事故が多いようである。

問 9-10 : 子どものケガは年間で何回が「多い」と感じ、「普通」は何回ぐらいと感じているかということに興味深い。

問 11 : 子どもが事故や犯罪にあうかもしれないと、多くの親が「漠然と感じている」ようであり、「非常に感じている」というのは、居住地によって差があるようである。

問 13 : 「いかのおすし」は、子どもと親の認知度が異なる。

問 14 : 「知らない人についていかない」のは、助けを求める具体的なたいおうさくではなく、未然に防ぐための対策ではないかと考えられる。

「大声を出す」ことは、子どもが実際の場面でどのくらいでき、どのくらい有効な方法であるのか、今後検証する必要がある。

問 15 : 「地域活動がない」との返答が多いが、本当に活動がないのか、地域の特性をみる必要がある。「コミママ事業」の活動例もある。

問 16 : 一般的に子どもは各施設に楽しく通っているようである。

問 18 : 通所施設への4項目の満足度は高いが、「衛生面」と「安全面」は「施設面」「生活指導面」に比べ、「改善点がある」という回答が多い。

問 19 : 篠山地区では、「すぐにかかれる病



院や診療所が近くにない」に不安を感じているが、「簡単な応急処置のやり方がよくわかっていない」では不安を感じていない。逆に、東京地区、静岡地区では「すぐにかかれる病院や診療所が近くにない」に不安をかんじていないが、「簡単な応急処置のやり方がよくわかっていない」では不安を感じているようである。

問 20：フルタイムで働いている親は、東京地区で最も多い。

問 22：東京地区では「祖父・祖母がいる」

という回答は当然ながら少ない。

最近、子どもが巻き込まれる事故・犯罪が多いが、子どもを取り巻く環境に対して、危険性を「漠然」とながら感じている保護者が多い。「漠然」に対して、事故や事件を未然に防げるような、より確度の高い情報の提供や、地域の防犯活動での連携を保護者がよりインテンシヴルに行ってゆく必要がある。

（詫間 晋平・青木 京子）

### 第三章 結果の考察と総括

私共の研究グループはここ数年、子どもの安全・安心の確保をめざした研究をすすめてきている。本年の研究の具体的な目的は「地域における保育所、幼稚園、児童館、放課後児童クラブ、児童遊園などにおける子ども（乳幼児・児童）の犯罪・危害・事故回避に対する安全予防と危機管理に関する実証的研究」である。

昨今は子どもへの傷害は、単に無意図的な外力による「不慮の事故」のみでなく、人為的で意図的な外力（略取誘拐・暴力等）による事件として多発している。神戸市（明石区）、池田市（大阪教育大付属小）、佐世保市、奈良市に続き、特に昨年末には、広島市、今市市（未解決）で7歳の少女を対象と誘拐殺人事件が発生している。これらの事件は保護者の不安を高め、大きな社会的問題となりつつある。

ちなみに、子ども（14歳以下）を対象とした犯罪被害は35万人以上に達している。

今回は、まず子どもの事故と事件を大別し、調査対象として大都市・中都市を中心とした数地区におけるインシデント調査結果の応用可能性をさぐり、それぞれのリスク・アナリシスとアセスメントを通じて「事故・犯罪への不安」、「治療・治安への不安」等の鍵（キー）概念の抽出を行なった。特に、犯罪についてはセキュリティ・ホールと「犯罪空間」、「事故」については「潜在的危険」と「瑕疵（かし）」に注目している。

その結果を応用して、有効性のある施設間ネットワークによる「安全・防犯予防マップ」やジャンボ絵カルタ等を応用した防犯教育教材の作成をすすめている。

平成17年度は約20～25問よりなる修

正されたアンケート調査票を活用して、まず、全国4地区における保育所、幼稚園、児童館等のインシデント（重大な事故に至らないケースを含む。）と、一部、直接の意見調査および実地視察等を行なった。

保護者を対象としたアンケート票は、本年度は503件を回収し、単純集計およびキークエスション等の集計から、いくつかの興味ある結果を得ている。それに基づいて、各地区の保育所、幼稚園、児童館、児童クラブ等における危機管理マニュアルの作成に役立てられつつある。

一つの特徴として、従前は個人が遭遇する「事故・犯罪」（安全）への不安は都市部に高く、「医療・救急」の不安は市町村部に高い傾向が見られていたが、今回の研究では両地域間の差異がより均一化してきている。特に、「子どもが事故や犯罪にあうかも知れない」という不安は大都市のみでなく、中都市や市町村部にも広がり、ほぼ共通して、80%前後となっている。危険に対する漠然とした不安がかなり高い値を示している。地域全体の協力による対応・対策を求める一種の「システム不安」高まっている。

中部地区（岐阜・関市）のアンケートによる調査結果について、メンバーの松村みち子氏の協力により、そのポイントを述べると以下の通りである。

今回調査の主要地域である中部地区の調査地域は、先行研究1）（平成14年実施）及び2）（平成16年実施）においてもアンケート調査で協力していただいた地域である。

回答数は、幼稚園が279、保育園が153で、合計432であった。

（問1）

子ども（年長の子）が通っている施設

は、幼稚園が 276 名 (63.9%)、認可保育所が 147 名 (34.0%) で、この 2 つの施設で全体の 98% 近くを占めている。利用している施設と年長の子が通っている施設はほぼ合致している。それ以外の施設の内訳は、児童館が 4 名 (0.9%)、放課後児童クラブが 1 名 (0.2%)、その他 4 名であった。

(問 2)

子どもの性別は、男が 224 名、女が 208 名で、男がやや多かった。また子どもの年齢は、5 歳児が最も多く 144 名 (33.3%)、以下 6 歳児の 136 名 (31.5%)、4 歳児の 91 名 (21.1%)、3 歳児以下の 53 名 (12.3%) の順となっている。

(問 6)

施設の周囲の環境については、幼稚園では 125 名 (44.8%)、保育園では 94 名 (61.4%)、全体ではほぼ半数の 219 名が、「住宅街等、閑静な所」と回答している。「周りに住宅や建物が少ない場所」との回答は 18.5%、「商店街等、人通りがにぎやかな所」との回答は 3.7% であった。

(問 7)

この 1 年間に、子どもが通っている施設での事故による通院・入院の有無については、ほぼ 9 割は「なかった」としているが、「1 回以上通院があった」が 46 名 (10.6%)、「入院があった」が 1 名 (0.2%) と、施設に通っている子どもの 1 割強が通院や入院を要する事故を経験している結果となった。子どもの性別では、「1 回以上通院があった」は男が 11.6%、女が 9.6% で男が若干多い。

「入院があった」1 名は男で保育園に通う 5 歳児であった。

先行研究 2) では、通院が 13.0%、入院がゼロで、子どもの性別では男のほうが女の倍以上であったが、今回調査では大

きな男女差は見られなかった。

(問 9)

病院などにかかった大きい事故について、詳しくみると以下のようなになる。

事故の種類では、全体で最も多かったのが「転倒した (ころんだ)」で 57 名 (13.2%)。次いで、「人や物にぶつかった」(9.3%)、「転落した (落ちた)」(4.9%) の順で、この 3 つに集中していることと順位は、先行調査 2) の結果と同じであった。

(問 10)

子どもが事故や犯罪にあうかもしれない不安については「非常に感じている」が 17.8%、「漠然と感じている」が 66.7% で、幼稚園、保育園ともほぼ同じであった。先行研究 1) では「施設内での事故の不安」という設問に対し「非常に感じている」が 6.5% であり、不安感は 3 年間で確実に高まったと言える。また今回は先行研究 2) より「非常に感じている」の割合が 24.1% から 17.8% へと若干低くなったが、「漠然と感じている」と合わせると不安を感じている人の割合が 8 割を超えた。逆に「あまり感じていない」とする回答は 02 年が 29.1%、04 年が 19.4%、今回が 15.0% と、調査する度に減っている。このことは、近年子どもが犠牲になる事件が全国各地で目立つようになっていくことが大きく影響しているものと考えられる。

(問 11)

この 1 年間に子どもが身の危険を感じたことについては、「あった」が 6 名 (1.4%) で、子どもの性別でみると男が 1 名に対し女が 5 名で、女のほうが男の 5 倍という結果であった。

(問 13)

子どもを犯罪から守るためのキーワード「いかのおすし」についての設問は今

回初めて設けたものである。「よく知っている」は1名(0.2%)、「名前を知っている」は18名(4.2%)で、「わからない」は409名(94.7%)に達していた。

(問 14)

身の危険を感じた時に助けを求める具体的な方法については、「知らない人についていかない」が最も多く87.3%。ついで「大声を出す」が全体の半数以上の55.1%であった。

しかし、具体的な対策として「防犯グッズを持たせている」(9.5%)や「『子ども110番』の場所を教えている」(9.7%)をしている人の割合は先行研究2)同様1割以下と低かった。「特に教えていない」とする回答も、先行研究2)(3.7%)より増えて9.3%であった。

(問 15)

子どもを犯罪から守るため、学校や地域での活動に参加したことがあるかどうかについては「参加しなかった」(27.5%)が「参加した」(14.4%)の約2倍であった。気になるのは、半数以上の56.5%が「活動はない」と回答していることである。「いかのおすし」の認知度の低さや、具体策をしている人の割合の低さと無関係ではないように思われる。

(問 16-2)

子どもが好きな遊具は「滑り台」(65.3%)、「普通のブランコ」(63.9%)、「砂場」(63.4%)が上位で、昔から公園に設置されている「三種の神器」と言われている遊具に人気が集まっていることが伺われる。ほかに「鉄棒」(46.8%)、「ジャングルジム」(39.8%)、「登り棒」(31.9%)も好まれており、先行研究2)とほぼ同様の傾向であった。

(問 19)

子どもの健全育成での不安や心配については、全体で最も多かったのが「親と

して簡単な応急処置のやり方をよくわかっていない」で約3割あった。ただし先行研究1)2)と比較すると、「応急処置のやり方がわからない」という回答は、02年が48.0%、04年が33.3%、今回が29.6%と減少し続けている。幼稚園と保育園で違いが出たのは「子どもがケガをしても仕事を抜けることが難しい」という項目で、幼稚園が14.7%、保育園が29.4%であった。

(問 20)

仕事の状況では、幼稚園と保育園で違いが出た。「フルタイムの仕事」は幼稚園が9.7%、保育園が28.8%、「パートタイムの仕事」は幼稚園が29.0%、保育園が49.7%、「自営業(手伝い含む)」は幼稚園が9.0%、保育園が13.1%で、保育園では9割以上が何らかの仕事をしている。一方「仕事をしていない(専業主婦含む)」との回答は幼稚園では47.7%(保育園では5.2%)あった。

(問 21)

回答者は女性が97.7%で年齢は30歳台が76%、20歳台が13.4%で40歳台が10%であった。

小生共の先行研究1)2)において子どもの安全をめぐる漠然とした不安感が高まっている(cf. 広島市、今市市等)ことが伺われたが、今回も同様の傾向が見られた。本調査中でも下校途中の子どもが殺害される事件が立て続けに発生しており、社会的に不安感が高まっていることの表れとも考えられる。その反面、身を守る具体的な対策を教えている保護者の割合は低く、「特に教えていない」が先行研究より逆に増えているのが現状である。

一方で、「親として簡単な応急処置のやり方をよくわかっていない」とする割合が経年的に減少していることは注目される。

岐阜県では国が行っている事業の要件を緩和した独自の「コミママプラザ事業」という子育て支援事業を2003年から始め、講習会も実施している。その中で簡単な応急処置のやり方を学ぶ機会も増えているのではないかと考えられる。

先行研究でも提言しているように、最近では様々な防犯グッズが販売され、入手しやすくなってきている。子ども110番の家や店など、地域の「緊急避難所」も設置されている。回答者の半数以上が「学校や地域で、子どもを犯罪から守るための活動はない」と回答していることから、もっと積極的な取り組みをすることが必要であろう。また、それらの実施により、面としての「システム不安」の解消又は低下への施策強く期待される場所である。

その1つの方策として、各種の子育て支援活動の中に育児相談等を通して、子どもの安全・安心の具体的指導をより多く埋め込んでゆく必要がある。

本研究で開発（試作）したジャンボ絵

カルタを1つのツール（道具）として、親子の安全行動のレベルを高めることも有効である。

また、「面」としての地域安全の形成とその向上には、筆者らが参画した「ヒヤリ地図」(安全マップ、国際交通安全学会・1998年刊)作りの共同作業と、その地区における実際の点検活動が今後一層力強く展開されることが望まれるところである。

(詫間 晋平・加藤 則子)

#### 文献

- 1) 詫間晋平「地域における児童の危機管理に関する調査研究」(『平成14年度 児童環境づくり等総合調査研究事業報告書』こども未来財団、平成15年3月.)
- 2) 詫間晋平「地域における子どもに係る犯罪・事故回避に関する研究」(『平成16年度厚生労働科学研究 子ども家庭総合研究事業(H16-子ども-023)報告書』平成17年3月.)

## 第IV章 有識者の見解

### 1. 『リスクマネジメントと法律をめぐる』

[詫間]:

それでは定刻を過ぎましたので開会いたします。本日は週末で大変お忙しい中、遠方からお集まりいただき、中国からおいでいただいている方もございますが、研究集会を始めます。

日本で最初でございますが、千葉科学大学に危機管理学部が創設されました。それに併せて薬学部も創設されています。その初代の教授である酒井明先生にお話をいただくわけでございます。子供への方策、学校での対処も含めて「瑕疵(かし)」による自己責任などと法律的な観点からの対応をお話いただけたと思います。

酒井先生は法務省に上級職で入られまして、入国管理の成田の責任者もしておられましたし、四国の管区長という重職を経ておられます。その前は、タイ国の駐タイ日本大使館の一等書記官でした。私がユネスコの会議でタイに行った時は、お忙しい中、空港まで車で来ていただいたりしたこともありました。そんな関係で以前からもよく存じあげている訳でございます。

最初にご紹介しましたような我々の安全あるいはリスクマネジメント等に関係の深い、日本で最初の学部の教授ということで是非この学会もご支援いただきたいと存じます。

前置きが長くなりました。酒井先生に1時間ほどお話をお願いして、その後、質疑応答に少し時間をいただければ幸いと思っております。どうぞよろしく願います。

[酒井]:

ご紹介ありがとうございました。

(はじめに)

詫間先生、阿部先生のおかげで、このような機会を与えていただきました。ありがとうございます。詫間先生が東大の助手をしておられました当時、私は学生として、よくいろいろとご教示いただき、それ以来40年近く経ちます。久しぶりにお会いして、非常に若々しい姿を拝見して非常に嬉しく思います。

今日のテーマは、「リスクマネジメントと法律について」ということですが、「リスクマネジメントと法律」ということとなりますと一般論としては範囲が広くなりますものですから、本日は私の独断もありまして「学校の危機管理」ということに範囲を絞ってお話しさせていただくことにしました。

大阪池田小事件以来、学校における危機管理が大きな問題になっております。本日はリスクマネジメントと危機管理の概念がどのように議論されているかを出来るだけ、時間の関係もありますから非常に短く説明したいと思います。その後、学校の危機管理について法的問題としてどのような問題がありうるのかということをお話したいと思います。ここからは、学校の事故などの日常生活の中で起こりうる問題を、法的なアプローチからいろいろ捉えていきたいと思っております。

それでは初めに、今日のだいたいの流れということで、ちょっとお断りしておきたいと思うのですが、今日お配りした資料3部ほどありますけれども、その中の千葉科学大学と書かれた資料については最初に考えた案でございまして、今日話すことと若干、構成を違えておりますのでその点はお含みおき願いたいと思っております。

(講演の内容)

それでは、今日の流れといたしまして、まず学校の最近の危機管理ということはどういうことかということ、どういう問題が起っているのかです。次に、リスクマネジメントと危機管理の関係、これについてはそれほど時間をかけないで説明させていただきたいと思います。主力を学校の危機管理と法律という側面にしたいと思います。法律については特に、学校側の責任、あるいは教師の責任ということにポイントをおきまして、特に民事責任にポイントをおきたいと思っております。もちろん、刑事責任もあるわけですが、それについては、若干省略させていただきたいと思います。従って、国家賠償法と民法の709条以下の不法行為が中心になると思います。

(最近の学校の事故・事件)

最近の学校の事故として池田小学校で8人の児童の尊い命が失われた悲惨な事件は、みなさんも忘れられない出来事だと思います。この事件を契機にしまして学校の危機管理体制が一段と強化されました。その後いろいろな防犯的な措置、あるいは学校にセンサー等が設置されたにもかかわらず、その後2003年12月には京都の宇治小学校、それから伊丹市桜台小学校と不審者の侵入を許してしまいました。特異な案件といたしまして、寝屋川市立中央小事件があります。これは卒業生の少年が侵入しまして、教師を包丁で刺殺した事件でございますが、その際、女性の栄養士と女性教師にも重傷を負わせています。学校にしてみれば卒業生が母校を訪ねるといのは普通の営みでありまして、その際一応センサーとか、ガードマン等のいろいろな防御体制では防げなかったという意味で、学校の危機管理から考えますと非常にショッキングな

事件だと私は思っております。小学校時代いじめられていたのに担任がかばってくれなかったというような犯行の動機を述べております。

その次に、山口の県立光高校事件というのがございまして、これは1ヶ月前起きた事件でみなさんもまだ記憶に新しいかと思っておりますけれども、これは別のクラスの男子生徒が手製の爆弾を投げこんで爆破させ、それで生徒58人が病院に運ばれて17人が入院しました。瓶の中に数十本の釘が入れられていたと聞いた時、イラクでのクラスター爆弾を私は思い出しました。

その飛び散った金属片で多くの高校生が犠牲になったわけですが、沢山の負傷者を出そうとしたのかどうか知りませんが、この生徒の心理的な側面から考えると非常に恐い事件ではなかったかと思っております。

(どう防ぐか)

それではこれらの事故、事件をどうやって防ぐか、これはいろいろ文部科学省・東京都、いろいろ他の県もそうですが、それなりの対応をとっております。「学校への不審入者の危機管理マニュアル」とか、「学校の安全管理に関する取り組み事例集」というのは文部科学省から出ておりますし、東京都は「安全である学校が安全であるために」という通達も出してあります。また、「非常通報体制<学校110番>運用マニュアル」というのも出してあります。

(最善の対策は何か)

しかし、これで万全なのでしょうかということなんですが、危機管理の最善策は何かということでございます。私は根本的対策は社会、地域作りが重要ではないかと思っております。危機管理の最善

はやっぱり危機にいたらしめないことだと思います。危機管理を必要としない社会、地域作りです。ある警察関係者は、「川下で事件の解決にあたっては川上から事件がどんどん流れてくる」というように最近の社会の状況を捉えて言っております。この背景には、社会全体の規範意識や地域、家庭の教育機能の低下が背景にあるかと思えます。

（セカンド・ベストの具体的対策）

このような最善の対策というのは、当分はなかなか期待できないと思います。当面はセカンド・ベストの対策をとらざるを得ないのではないかと考えます。それでは、セカンド・ベストの具体的対策とはどういうものかといいますと、これは文部科学省等行政機関からのいろいろな通達等もございまして、各学校はハード面、ソフト面でいろいろな対策を講じているということをお伺いしております。

例えば、ハード面では校門の閉鎖、通用門の施錠、来客者用のインターホンと防犯カメラの設置です。ただ、防犯カメラを設置しても周辺にガードマンを全然つけていないという学校が非常に多いと聞いております。これではやはり、片手落ちではないかと私は思っております。また、ソフト面で、教師、PTAによる登下校時の警備、校内の巡視、来客用の名札の使用と、それからマニュアルを作ったり、教職員によるいろいろな訓練、子供へのホイッスルや防犯ブザーの配布、ということが新聞紙上でもいろいろ言われております。

（さらなる有効策の推進）

セカンド・ベストであるけれども、更なる有効策の推進をすべきじゃないかと思えます。やはり国や行政の通知、通達行政には一定の限界があるのではないかと思います。さらに一步、人的な措置を伴

う有効な対策が必要です。特に常駐の警備員、最善の方策ではないのですが、セカンド・ベストとしてやはり当面、このような学校の危機を乗りきるためには常駐の警備員をおく必要があるんじゃないかと思えます。また、学校安全法を策定いたしまして、安全管理士、学校安全教職員制度を設けまして、これを各学校に義務付けるということでございます。少なくとも1名、学校にそういう職員を配置するということが必要じゃないかと思えます。さらに、地域ボランティア等と地域との協力関係を築きまして、スクールヘルパー制度というようなことを組織化することも必要ではないかと思えます。

（リスクマネジメントとは何か）

それでは、リスクマネジメントとは何かということですがけれども、リスクマネジメントとかあるいはクライシスマネジメント、あるいは危機管理、いろんな言葉が最近使われています。保険学・経営学・経済学からのアプローチをしている専門家の人たちが、どちらかというところ、リスクマネジメントという用語を使う傾向があります。一方、安全保障・治安・軍事関係の方からのアプローチする専門家は、危機管理という用語を使う傾向がございまして。これはリスクマネジメントというのは、1920年代のアメリカの大不況で企業がバタバタと倒れた時に、いかに企業の倒産を防ぐかというのが最初のきっかけで出てきた概念であり、一方、危機管理という用語は1960年代のキューバ危機で使用されました。キューバ危機の時に初めてマクナマラという当時の防衛長官が、その頃使った言葉が危機管理、これはクライシスマネジメントと言ったのですが、日本語で危機管理という言葉に訳してそれがそのまま使われてき



たということです。リスクマネジメントあるいはクライシスマネジメント、危機管理ということをごどのように定義し、位置付けるかということでご今大きな議論がなされており。リスクマネジメントもクライシスマネジメントもいろんな場面で使われているわけですが、危機を回避して損害の極小化を目指すという点について、同じ方向をとっている訳ですので両者をあわせた形で、危機管理という言葉を使わせていただきたいと思ひます。

(危機管理を必要としているところ)

危機管理を必要としているところとして、いろいろなレベル、個人・家庭・学校・企業・地方自治体・国、もっと大きく言えば地球レベルの環境問題も入るわけ。特に今日は学校について話させていただきますが、いじめ・体罰・校内事故に加え、アスベストの問題などシックスクールの問題がこれからまた大きなものになってくるかと思ひます。今日はとりあえず、いじめと体罰、校内事故について法律的なアプローチをしてみたいという風にご考えております。

(危機と判断すべき基準)

それでは、危機と判断する基準というのは何かということでごございます。まず危機かどうかという時は、人命がかかっているかどうかということが基準のポイントとなろうかと思ひます。それから、組織全体から考えれば組織全体の存亡、組織全体の社会的信頼が問われているということだと思ひます。3番目は、副次的ですが公表すれば世間の人々の高い関心を呼んだり、非難を浴びるという点ご考えられると思ひます。それでは、何故危機は発生するかということご2つのタイプご考えられるのではないかと思ひます。自然災害、台風とか地震とか、急激に現実が大変化するというような場合

は当然ございますけど、学校にとっては事件、事故の場合も現実の急激な変化ということになります。もう1つ認識の欠如、思い込みという点です。危機を危機として認識すればよいのですが、危機を危機として認識しないと本当の危機が発生すると思ひます。これが危機の危機たる所以であるという風に考えます。例えば学校関係ごみますと、「私のところは治安がよいから、うちの学校のようなところには凶器を持ち込むような不審者は来るはずがない」というように思い込んでしまったり、あるいは「学校に見知らぬ人が来ても、保護者だろう」と思い込んで確認もしなかったという場合です。これは実際、池田小事件とかいろいろな事件についても当てはまっております。

(学校における危機管理の要諦)

学校におけるいろいろな危機管理のポイント、要諦と私書きましたが、まず第一に、日常的に児童・生徒と先生の関係の緊密化ということが非常に重要だと思ひます。次に、いざとなった時に教職員同士がお互いに危機に対応するためのコミュニケーションを常日頃とっていないと、なかなかうまくスムーズにいかないということもあるかと思ひます。教職員間のコミュニケーションの緊密化も必要と思ひます。第三に、「対策は悲観的に、結果として楽観的に」ということです。これは、対策は最大の損害というか最も悲劇的な損害が起りうる可能性までを考慮に入れておくべきではないかということごございます。最大の被害を想定すべきではないかということ。その結果、結果としてたいしたことがなかったということごございます。第四に、危機管理を起させないことが最大の危機管理なんだということが言われております。したがっ

て予防が最大の危機管理なんだということをやっぱり認識する必要があるのではないかと思います。第五に、マニュアルを目的化するなということですが、マニュアルを作ったからもういいやということではなくて、マニュアルはあくまでも手段であって目的ではないということです。目的はやはり危機を回避するということですのでマニュアルを目的化しないようにということが大事だと思います。

最後に、その学校独自のリスクの洗い出し・分析・強化・対策・演習が必要です。これにつきましては、その学校がおかれている地域によって、どのへんに危機管理の重点を置くべきかはいろいろ違いがあると思います。だからその学校独自のリスクの洗い出しをして、それを分析してやるということが非常に重要ではないかと思います。

#### (学校の危機管理に関する法律)

学校危機管理に関する法律ということに入りたいと思います。これにつきましては、民法上の民事責任、刑事上の刑事責任、国家賠償責任等を書きましたけれども、これらは事故が起こった後の事後処理といいますか、その責任の関係を規定する法律だと考えていただければと思います。あとの4つは学校安全に関するいろいろな、既に皆さまは私よりも詳しいかと思いますがあえてここで挙げさせていただきましたけれども、その権限規定といいますか、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校保健法、日本体育学校健康センター法です。これにつきまして別添資料として3枚のペーパーにまとめました。法律として、第一に学校事故、事件に関する法令、二番目が学校安全管理に関する法令ということでまとめておりますので、時

間がありましたら読んでいただければと思います。

#### (法律の適用)

それでは、この法律について、もうちょっと説明を加えさせていただきます。第一に、他人に対する加害行為をした場合は、民事責任、刑事責任に問われるということですのでございます。例えば民事責任の場合は不法行為としては20年、刑事責任で殺人を起こした場合は時効は15年です。刑事上は時効になっても更に民事責任が残っておりますので民事責任で追求する場合もありうるということです。第二に、国公立学校の場合は教師の責任に変わって国や市区町村の学校設置者が責任を負うというのが原則です。第三に、学校教育法11条は先生の生徒に対する懲戒権を超えた場合は体罰になるとして、体罰を禁じている規定であります。第四に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の23条は教育委員会による権限、第48条は文部科学大臣、または都道府県の指導、助言についての規定でございます。第五に、学校保健法につきましては、学校の安全管理、安全計画について規定しております。第六に、日本体育学校健康センター法ですが、これは施行令7条2項というところをみますと、学校の災害についての給付について書いてあります。例えば、災害が起こった時に「学校の管理下」にある場合においてのみ、学校の災害の給付を受けられるということで学校の管理下の定義づけを行っております。特に授業中とか課外指導の場合は問題はないのですが、休憩時間とかあるいは、通学中も入るのかどうか、そういうところを規定しております。あとで詳しく述べたいと思います。

(法律上、特に問題となる、がっこうにおける事件、事故)

法律上、特に問題になることとして学校における事故、事件ということで、生徒間の事故、事件としてのいじめの問題、次に、生徒と教師間の事故としての体罰の問題、第三に、教育活動に伴う学校事故、事件としまして、例えば理科の実験中になんかに爆発してけがをしたとか、体育の水泳をやっている時にプールで溺れたとか、飛び込みの時に頭をプールの底に打ったとか、いろいろな教育活動に伴う学校事故、事件について扱いたいと思っております。第四は、外部からもたらされる事故ということで、不審者の学校侵入事件ということです。これについては今、大きな問題になっておりますけれども、本日は省かせていただきます。第五は、学校の教育施設に伴う事故、事件です。例えば、シーソー、ブランコ、あるいは学校内にある教育施設についていろいろな事故が起こった時に、その責任を誰が負うのか、あるいはどのような責任を負うのかということを考えているということです。

#### (当事者の民事・刑事責任)

それぞれの当事者の民事、刑事責任ということですが、まず学校設置者の責任、これは普通、公立学校、国立学校の場合は国とか県、市町村。私立の場合は理事長や学校経営者になろうかと思えます。次に、教師個人の責任はどうなのかということで、あとで詳しく述べますが、原則として過失の場合に留まる限り教師個人の責任はございません。重過失、故意の場合のみ学校設置者から学校設置者が負った責任の分を教師自身に求償されます。例えば学校設置者が1億円払った場合、学校教師個人がその何割かあるいは全額も考えられますけど、負担する。ただし過失にとどまっている限り、ほとんど責任はありません。第三

に、生徒自身について、加害者としての責任、責任能力という問題があります。生徒が別の生徒をいじめた場合、加害行為を行った場合に責任能力があるのかどうか、これは12才前後という風に判例は考えております。ただ、いろいろ12歳であったり、13歳であったり14歳であったりする場合もありますけど、だいたい小学校を卒業し、中学校1年にあがる程度の時に責任はあるということです。第四に、外部の加害者の責任、これは侵入者の責任です。第五に、加害生徒の両親の責任です。これは例えば、加害生徒に責任能力がないという場合において、両親が監督責任という側面から責任を負う場合があります。第六に、被害者にも責任のある場合の過失相殺があります。例えば、被害者が損害賠償を求めたけれども、自分の方にも過失がある場合です。相手に最初にアクションを起こしたのは被害者の方で、加害者に返り討ちにやられたというような場合には、被害者の方の過失も結構大きいと思えます。場合によっては過失が半分相殺される場合があります。例えば、損害賠償で5千万円の請求をしたけれども、2千5百万円は相殺でひかれちゃったということがあります。

#### (公立学校と私立学校の適用法律の差異)

公立学校と私立学校の法律の適用範囲ということで、国家賠償法と民法をあげておりますけれども、通常、国家賠償法というのは命令とか国の権力的行政について規定している。原則は権力的行政なんです。国家賠償法というのは。ちょっと読みます。

国家賠償法1条…公務員の不法行為と賠償責任ということで国、または公共団体の公権力の行使、この公権力の行使と

というのがこれからいろいろ出てきますので、頭に入れていただきたいと思えますけれども、公務員がその職務を行うについて故意または過失によって違法に他人に損害を与えた時は、国、又は公共団体がこれを賠償する責に任ずるということです。これは代理責任だといわれております。過失のみの段階では、公務員は責任を負わなくて、公務員の責任を国・公共団体がこれに代わって負うということになっております。どちらかというところ、国家賠償法というのは、とりっぱぐれがないわけです。国が被告ですから判決が出ればだいたい国から全額とれます。だけど、民間の場合は、例えば私立学校を訴えて学校設置者、理事長の責任を追及しても、学校がつぶれちゃったという時に、せつかく1億円の損害賠償をとったけれども学校から賠償を全然とれないという場合があります。そういう意味では、やはり国家賠償法の方がやっぱり保護が厚いということがいえると思えます。それで、判例はできるだけ、国家賠償法1条を適用しようという傾向がございます。特に、教育活動といってもそもそも権力的な行政ということよりもやはり、教育している訳ですから非権力的行政という、行政法上の部類に入るんです。教育活動がここでいう非権力作用であっても、公権力の行使にあたるんだということで広く解しております。これは最高裁判所の判例でございます。第三に、非権力的行政のうち、営造物の設置管理ということですが、これは先ほど言いましたように、公立学校にあるブランコとかシーソーとかいろいろな遊具に乗って子供たちが遊んで、ケガをしたという時にどういう賠償責任があるかということ、無過失責任と言われております。別添の資料の中から、国家賠償法2条を読ませていただきます

けれども、「営造物の設置・管理の瑕疵と賠償責任」ということで道路、河川、その他の公の営造物の設置、これの中には公立学校のブランコとかの遊具も入ると思うんです。「管理に瑕疵があった場合、他人に損害が生じた時は国または公共団体がこれを賠償する責に任ずる」と、ここには過失とか何とかは出てこないです。これは無過失責任ということの規定しているわけです。第四に、私立学校の場合は、原則として民法の中の不法行為法規定が適用されます。これも若干繰り返しますが、公立学校の場合は国家賠償法1条、2条が問題になり、私立学校の場合は民法709条以下の不法行為が適用になる。民法717条というのが、先ほどいった営造物責任と同じで、これも無過失責任でございます。私立学校の校庭にあるいろんなブランコとかシーソーとかいろいろな遊ぶ施設によって子供たちがケガをした場合、学校の設置者が無過失責任を負うという規定でございます。ここで国家賠償法のほうが救済の面について、民法より手厚いと言えらると思えます。先ほども言いましたが、国家賠償法の最終的な被告は国、あるいは市町村ですので、変な言葉でいえばとりっぱぐれが無いということで、こちらのほうが手厚いということになります。従って、判例も国家賠償法を広く適用する傾向がございます。教育活動という非権力作用を広く解釈して公権力の行使に該当するんだということでもあります。

(国家賠償法1条の解釈)

国家賠償法1条というのは、先ほども言いましたように公権力の行使、公務員が職務に当たって、その職務の範囲を超えてしまった場合は、民法が適用されるということになります。第二に、国家賠償法の性質というのは加害者である公務員